

●香川県告示第330号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び高松市都市整備局河港課において平成30年12月7日から同月27日まで公衆の縦覧に供する。

平成30年12月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請年月日

平成30年11月19日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立地の用途

(1) 変更前の埋立地の用途

ふ頭用地、緑地、港湾関連用地（保管施設敷）及び道路用地

(2) 変更後の埋立地の用途

ふ頭用地、緑地、港湾関連用地（保管施設敷）、港湾関連用地（流通施設敷）及び道路用地

*変更部分については、別図のとおり。「別図」は、省略する。

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第40778-4号